

# 法教育推進協議会 第43回会議 議事録

第1 日 時 平成31年1月29日(火) 自 午前10時00分  
至 午前11時35分

第2 場 所 法務省第一会議室

第3 議 題 (1) 中学生向け視聴覚教材の作成報告  
(2) 高校生向け教材の作成報告  
(3) 法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等について

## 議 事

小粥座長 それでは、まだお見えになっていない方もおられますが、予定の時刻となりましたので、第43回法教育推進協議会を開会させていただきます。

まず、議事に先立ちまして、法務省大臣官房司法法制部の小出部長から委員の皆様にご挨拶がございます。

小出部長 おはようございます。司法法制部長の小出でございます。お忙しいところ、本日も御出席いただきましてありがとうございます。開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本協議会における議論等を通じ、日頃から法教育の推進に御尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

今般、教材作成部会で御検討いただきおりました中学生向け視聴覚教材及び高校生向け冊子教材が出来上がり、本日は協議会の委員の皆様にご覧いただくこととなりました。先日、私もいずれも拝見させていただきましたけれども、中学生向け視聴覚教材は、冊子教材の内容が効果的にアニメーション化され、生徒の興味を引き、法に馴染みがない先生方であっても御活用いただける完成度の高い教材が出来上がったと思っております。また、高校生向けの冊子教材は、現実の社会で問題となり得る法的課題について、新規の題材が書き下ろされ、表題のとおり、これからの未来を担う高校生にふさわしい教材が出来上がったと思っております。

2022年4月の成年年齢引下げを控え、そのための環境整備に関しまして、関係行政機関が連携、協力しながら、総合的かつ効果的な取組を推進しておりますが、法を主体的に利用できる力を養う法教育への期待や必要性もますます高まっているところでございます。

また、来年4月には、京都において犯罪防止・刑事司法分野の国連の国際会議であります第14回国連犯罪防止刑事司法会議、いわゆる京都コンGRESSが開催されます。詳しくは、本日の協議会の議題の3において説明させていただきますが、この京都コンGRESSの議題の一つには、法の支配の促進に向けた多面的アプローチとして、法遵守の文化を醸成する方策が掲げられております。このため、我が国における法教育について紹介するイベントの実施等を通じまして、国際的な情報発信を行うことも検討しております。

社会に真の意味で法教育が根つき、国民一人一人が法的なものの考え方を身に付け、自由で公正な社会の担い手となるためには、教育関係者、法曹三者等による地道な取組が重要であり、その意味でも本協議会の果たすべき役割は非常に大きなものであると考えております。

本日も短い時間ではございますが、委員の皆様からの忌憚のない御意見をいただき、法教育の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。本日もどうかよろしく願いいたします。

小粥座長 それでは、昨年7月に開催された前回会議から、事務局のメンバーに変更がございましたので、川副官房付に御挨拶をお願いいたします。

川副官房付 8月より官房付にまいりました川副と申します。どうぞよろしく願いいたします。

小粥座長 小出部長は、ここで所用のため退席をいたします。

それでは、本日の議事に入ります。配布しております議事次第を御覧ください。本日は三つの議事を予定しております。

一つ目と二つ目の議題は、教材作成部会で進めてまいりました、中学生向け視聴覚教材と高校生向け法教育教材の作成報告についてでございます。昨年末、それぞれの教材が教材作成部会において了承されたことから、本日は御担当の委員から作成の経過について御報告いただくとともに、御協議をいただくことを予定しております。

三つ目の議題は、法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等についてでございます。本年度の活動をもって、小学生向け、中学生向け及び高校生向けの法教育教材の作成が完成することから、法教育の更なる普及・推進のために取り組むべき事項等について、委員の皆様にお話しを願います。

議事を進めるに当たりまして、事務局から配布資料等の説明をお願いいたします。

千葉部付 それでは、事務局から配布資料などの説明をさせていただきます。

まず、資料1は、裏表になっているかと思いますが、平成30年7月現在の法教育推進協議会委員名簿、そして、裏が平成31年8月現在の教材作成部会委員名簿でございます。本日御欠席の先生を記させていただきますが、ここには反映できていないんですけれども、本日急遽、岩崎委員と平城委員も御欠席になられておりますので、御紹介いたします。

資料2は中学生向けの視聴覚教材骨子、そして、資料3は中学生向け視聴覚教材のシナリオ（案）でございます。前回、第42回協議会で承認いただいた資料2の骨子を踏まえて作成いたしました中学生向けの視聴覚教材につきまして、後ほど教材作成部会の委員でもある磯山委員から御説明いただく予定でございます。

資料4は、作成した視聴覚教材を格納するDVDケースのデザイン案と、そのケースに封入する説明用冊子の案でございます。

資料5は高校生向け教材の骨子、資料6は高校生向け教材の案でございます。第41回協議会で承認いただいた資料5の骨子を踏まえまして、資料6の教材が作成されました。後ほど教材作成部会の委員でもある橋本委員より、作成経過につき御報告いただく予定でございます。

資料7は、法務省のホームページに掲載されました第59回「法の日」週間記念行事、法の日フェスタの開催報告です。

資料8は、法の日フェスタにおいて配布しました法教育イベントのチラシです。法教育の普及に向けた取組の一環としての活動であり、後ほど三つ目の議題におきまして、改めて事務局から御説明させていただきます。

資料9は、若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラムです。2019年度の取組事項について御議論いただく際に、必要に応じて御参照いただければと存じます。

資料10は、平成24年度に実施した小学校における法教育実践状況調査の報告書でございます。こちらも、2019年度の取組事項について御議論いただく際に、必要に応じて御参照いただければと存じます。

このほか、委員の皆様のお手元には、右上に委員限りと記載した席上配布資料1から5までを配布しております。

席上配布資料1は中学生向けの冊子教材でございます。本日の議事の一つである中学生

向け視聴覚教材について御議論いただく際の参考にしていただければと存じます。

席上配布資料2については、三つ目の議題である法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等に関する協議事項であり、御議論いただく際に御参照いただければと存じます。

また、席上配布資料3及び4は、現時点で事務局において検討している、2019年度の取組事項に関する概要や議論のたたき台用の資料です。後ほど改めて事務局から御説明いたします。

席上配布資料5は、第14回国連犯罪防止刑事司法会議、いわゆる京都 kongress の概要でございます。こちら、後ほど事務局から御説明いたします。

また、これら事務局からの資料とは別に、「相談のちから」、右上に司法書士会用と書かれた資料を机上に配布させていただいておりますが、こちらは小澤委員よりお配りいただいたものでございまして、後ほど小澤委員より御紹介をいただければと思います。

お手元の資料に不足がございましたら、事務局までお声かけください。以上でございます。  
小粥座長 ありがとうございます。

委員限りと題する資料を除きまして、配布資料及び議事につきましては、従前同様、法務省のホームページにおいて公開させていただく予定としております。

それでは、最初の議題に入りたく存じます。

一つ目の議題は、中学生向け視聴覚教材の作成報告でございます。中学生向け視聴覚教材については、前回の会議で了承されました資料2の中学生向け視聴覚教材骨子を踏まえて作成が進められ、昨年末に開催された教材作成部会において了承されたものでございます。

それでは、小中学生向け視聴覚教材作成グループ委員の磯山委員から、御報告をお願いいたします。

磯山委員 それでは、教材作成部会における中学生向け視聴覚教材の作成について御報告いたします。

お手元に資料2、中学生向け視聴覚教材骨子、資料3、中学生向け視聴覚教材シナリオ(案)を御用意ください。

前回の協議会以降、6回にわたる小中学生向け視聴覚教材作成グループ協議や文部科学省との協議を実施し、前回の協議会で御了承いただいた骨子に基づき、中学生向け視聴覚教材の作成を行ってまいりました。昨年25日の教材作成部会において、資料3のシナリオ(案)のとおり作成した教材をもって、教材作成部会として了承となりました。

本日は、映像を視聴いただけるよう準備をしておりますので、各題材のシナリオを御説明させていただいた後、映像の一部を御視聴いただきたいと思います。

中学生向け視聴覚教材は、冊子版教材例にある教材から、四つの柱であるルールづくり、私法と消費者保護、憲法の意義、司法ごとに、一つの題材を映像化しております。各題材とも、約20分のアニメーション映像として作成しております。映像化に当たっては、各題材を導入部分、問題提起部分、解説部分から構成し、それぞれの映像チャプターとして分けることで、映像全てを視聴するほか、教員が選択的に映像チャプターを使用することができるようにしています。

なお、教材作成の過程では、試作品を用いた試行授業を、東京都内及び静岡県内の中学校計4校で実施し、その結果を踏まえ、アニメーションやシナリオに必要な修正を行っております。

一つ目はルールづくりです。シナリオ（案）は、資料3の1ページを御覧ください。この題材では、ルール作成による紛争解決を通じて、社会生活におけるルールの必要性やそれを守る意義について理解することを学習目標としています。映像の流れとしましては、新しい住宅街に引っ越してきた山村さんが、燃えないごみの日に間違えて燃えるごみを捨ててしまったことから、この町の住人で町内会を開催し、ごみ収集場所に関するルールを作ろうというところから始まります。それぞれ違う立場の住人が各自の主張を行い、ごみ収集場所をどこにするか、どのようなごみ出しのルールを作るか検討するというものです。これを、生徒がいずれかの住人の立場になって、各班でミニ町内会を行い、話し合いを行うこととなります。このようなルールづくりの体験後、映像では、そもそもなぜルールが必要なのか、ルールの必要性や適切なルール、良いルールというのには、どのような判断基準があるのかということ、ハウリス君が解説するという構成になっております。

続きまして、私法と消費者保護です。シナリオ（案）は資料3、11ページ以下を御覧ください。この題材では、身近な経済活動に対する関心を高め、具体的事例を通じて契約成立の要件や契約には法律上の権利と義務が発生し、一旦成立した契約は守られなければならないことなどを理解することを、学習目標としています。映像の流れとしましては、お店でバッグを買うという事例を通じて、契約の成立時期や権利と義務などの契約の拘束力などを開設し、例外的に契約が解消できるケースを生徒が考える内容となっています。そして、契約自由の原則の例外である消費者保護の制度として、クーリングオフの事例を紹介し、消費者と事業者間における情報量や交渉力の格差など、なぜ消費者を保護する法律や制度があるのか、ハウリス君が解説します。

続きまして、私たちの暮らしと憲法です。シナリオ（案）は、資料3、24ページ以下を御覧ください。この題材では、身近な例を通じて、「みんなで決めるべきこと」から民主主義や国民主権を、「みんなで決めてはならないこと」から基本的人権の尊重を、そして、憲法が民主主義を実現するための政治の仕組みと、民主主義によっても侵すことのできない基本的人権の尊重に関することを定めたものであることを理解することを、学習目標としています。憲法は、冊子教材では4時限を使って展開する内容となっており、これを20分前後の映像に全て盛り込むことはできないため、冊子教材にはなかったエピソードを映像化しました。流れとしましては、導入部分で架空の国の王様の事例を通じて、いくら頭が良く国民思いの王様でも、何でも1人で決めるのには限界があるということ、生徒間の話し合いも踏まえて実感させる内容となっています。ここで、民主主義や国民主権の説明をした後、みんなで決めるということから多数決が有効だということを説明しますが、どんなことでも多数決で決めてよいのか、生徒に身近な事例を出しながら、多数決でも決めてはならない基本的人権の尊重ということがあるんだよということを説明します。これらのことを定めているのが憲法であるということや、日本国憲法の基本的原則にも触れる内容となっています。

最後に司法です。シナリオ（案）は、資料3、36ページ以下を御覧ください。この題材では、具体的な紛争事例を用いて、法的問題を発見し、紛争の原因や争点を分析、評価した上で、その内容に即した解決について考え、判断するとともに、法に基づく公正な裁判の仕組みや機能について理解することを学習目標としています。冊子教材では、交通事故の事例のほか、電車内における傷害事件、一万円札を偽造する事件も取り上げていましたが、この中から、交通事故の事例を映像化しました。この事例を通じて、民事裁判と刑事

裁判の違いのほか、民事責任、刑事責任、行政責任という三つの責任を負うこともあるということを解説しています。流れとしましては、誰かと争いごとになったときの解決方法の一つとして裁判というものがあり、中立で公平な立場である裁判官が、当事者の主張や提出された証拠に基づいて公正に判決を下すという民事裁判の説明を行います。その後、交通事故の事例を紹介し、当事者の過失などを踏まえた加害者、被害者の主張や、裁判官の判断を生徒が考える内容となっています。後半では、裁判員制度についても簡単に解説しています。

以上が、各題材の内容となります。本日は、これらの中から、ルールづくりの一部を御視聴いただきます。これから御覧いただくのは、3ページ目のシーン5、町内会において各住人がそれぞれの立場からごみ収集場所をどこにすべきか主張しているシーンです。

それでは、準備をお願いします。

(ビデオ上映)

磯山委員 ほんの一部しか御覧いただけないんですが、大体このような形になりました。試行授業に御協力いただきました先生方からは、子供が実感を持つことができて分かりやすいなどといった評価をいただきました。

これら作成しました視聴覚教材につきましては、広くインターネットで視聴いただけるよう、法務省ホームページで公開する予定としているほか、今年度から来年度にかけて、既に完成しております小学生向け視聴覚教材と合わせて格納したDVDを全国の小中学校、教育委員会などに配布します。DVDを格納するケースのデザイン案、そしてケース内に同封する説明書冊子案については、資料4のとおりとする予定です。また、配布先としましては、教員の教職課程で使用していただくことを想定し、小学校、中学校社会科の教職課程を有する大学の学部及び教職大学院、教職員研修施設にも配布する予定としております。さらに、来年度は、完成した視聴覚教材を学校現場において幅広く活用していただけるよう、本教材を使用した授業の実践報告を取りまとめ、いわゆるモデル授業例として法務省ホームページにおいて公開する取組も進めていく予定としております。

以上をもちまして、中学生向け視聴覚教材の作成報告とさせていただきます。ありがとうございます。

小粥座長 どうもありがとうございました。

ただいま磯山委員から御報告いただきました中学生向け視聴覚教材につきまして、御意見等ございますでしょうか。

長戸委員、お願いいたします。

長戸委員 意見というより感想なんですけど、私もこれ拝見いたしまして、すごく分かりやすく、よくできているなと思いました。

四つの題材がございまして、その最後の司法のところ、民事と刑事の問題を、交通事故を例にうまく組み合わせて解説されているなと思ったんですが、裁判員制度のところ、何かもうちょっとあってもいいのかなというのを感じました。確率は低いとは思いますが、今後やはりみんな将来の裁判員候補ということもありますので、もう少しこの部分が長くてもよかったのではないかと、個人的な感想ですが、思いました。以上です。

小粥座長 どうもありがとうございました。長戸委員の御意見は、今後に向けて生かしていただくということで、磯山委員はじめ、中学生向けの教材作成部会委員の皆さんで情報共有していただければと存じます。

館委員，お願いいたします。

館委員 私は，3番目の憲法に関わるところで，シナリオで言いますと27ページについて，ちょっと感じたこと，思ったことを述べさせていただきます。シーン7の7分24秒のところ。ホウリス君，「1つの考え方として，国の政治の在り方は，みんなで決めることにすれば良いよね」という言葉があるんですけども，この「1つの考え方として」というのは，どういう意味で捉えたらいいのかなと思いました。この意味が幾つかある意見の中での一つの考え方としてとなると，民主主義の意義を少し弱めてしまうのかなというふうに思ったことが一つです。

それから，もう一点が，35ページになるんですけども，これは，シナリオ自体の問題ということよりも，今後の検討事項になる問題かなと思うんですけども，最後の部分で，「第10章には，日本国憲法の最高法規の規定」という表現がありますが，憲法のもともとの教材案のところにも書いてあった内容を，もう一度確認してみたんですけども，やはり「最高法規」のことと同時に「憲法尊重義務」が書かれていたもので，その辺りについて，今後検討していただければと思いました。以上，2点です。

小粥座長 どうもありがとうございました。磯山委員から何かございますか。

磯山委員 先ほども御説明させていただきましたが，授業の実践報告を次年度は行って，また取りまとめしていく過程の中で，そういった御指摘とかをより分かりやすく伝えられるようにできればいいなと思っております。

小粥座長 ほかにいかがでございましょうか。

よろしければ，中学生向けの視聴覚教材につきましては，この内容をもって完成するというところで御了解をいただきたく存じます。

この間，教材作成に当たってくださいました磯山先生始め教材作成部会の皆様，司法法制部の皆様の御尽力に感謝したいと存じます。今後は，磯山委員の御説明にありました法務省ホームページでの公開，全国の小中学校への配布等を通じて，利用促進を図っていくということとさせていただきたいと存じます。

よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

続きまして，二つ目の議事である高校生向け法教育教材の作成報告に移らせていただきます。高校生向け法教育教材につきましても，資料5の高校生向け教材骨子を踏まえて，作成が進められ，資料6の教材案をもって教材作成部会において了承されたものでございます。それでは，高校生向け教材執筆グループの橋本委員から，御説明をお願いいたします。橋本委員 よろしくお願いいたします。

それでは，教材作成部会における高校生向け教材の作成について，御報告をいたします。お手元に資料6を御用意ください。

前回の協議会以降，グループ委員による教材案の修正，グループ協議のほか，法務省において関係省庁との協議を実施いたしまして，昨年12月の教材作成部会において，資料6をもって教材作成部会として了承となりました。

それでは，教材の内容について御説明いたします。表紙を御覧ください。表題は，「未来を切り拓く法教育～自由で公正な社会のために～」です。これは，これからの未来を担う高校生が，法教育によって身に付けた能力などによって，法教育の目標の一つである自由で公正な社会の実現を期待する意味を込めたものになります。また，デザインは，法教育の多面的，多角的な見方に着想を得て作成されたもので，目を引くように黄色をアクセシ

トとして取り入れております。

続きまして、教材の構成について御説明いたしますので、2枚めくっていただきまして、目次を御覧ください。教材は、大きく4章立てとしておりまして、法教育の総論を「はじめに」として記載した上で、この教材で学んでもらいたい内容を「①ルールづくり（ルールの在り方を考える）」、「②私法と契約」、「③紛争解決・司法」の三つのテーマに分け、それぞれに概要を記載するとともに、使用する教員にとって自由度の高い教材とするべく、複数の指導案を記載しているところになります。なお、全ての指導案について、グループ委員の勤務校において試行授業を実施いたしまして、生徒の反応や話合いの状況などの結果を踏まえて、必要な修正を行っているところです。

それでは、教材の詳細について御説明いたします。2ページを御覧ください。まず、この教材を作成するに当たって目指したことですけれども、学校現場で使っていただきやすい教材とすることです。例えば、この「はじめに」では、冒頭に、法とは何かについて平易な言葉で説明した上で、現在の高校生を取り巻く環境について記載し、高校生に対する法教育の必要性について理解していただけるような工夫をしております。

続きまして、各テーマの詳細について御説明をしたいと思います。

8ページを御覧ください。一つ目のテーマですけれども、「ルールづくり（ルールの在り方を考える）」になります。このテーマでは、誰かの自由が他者の自由と衝突している事例や、関係者間で利害が対立しているなどの事例に基づきまして、生徒がそれぞれの当事者の立場に分かれて意見を主張し、その後、異なった意見を調整して合意形成を図る、あるいはその紛争状態を解決するためのルールを作成するなどの体験が可能な四つの指導案を提示しております。これらの授業を通じて、法やルールの必要性を実感するとともに、その作成過程や内容を検討する際に、留意すべき点などについての理解を深めることができるような内容としております。11ページ以下の指導案（1）「合意形成を図ろう〜どこに橋を作るべきか〜」では、世界遺産候補地である離島における橋の建設場所をめぐる関係者間で利害が対立している事例を設定し、合意形成を行う過程を体験し、その際の留意点等について学ぶことのできる内容としております。20ページ以下の指導案（2）「新たなルールを考えよう〜ルールのない村〜」では、ルールが存在しない村でのトラブル事例を設定いたしまして、そもそもルールがない場合にどのような問題が生じるのかということを検討する中で、主にルールの意義について学ぶことができるような内容としております。26ページ以下の指導案（3）「海水浴場の利用ルールを作ろう」では、海水浴客によるマナー違反により地元住民と事業者間の対立事例を設定いたしまして、問題を解決するためのルールを検討する中で、ルールの内容を評価する視点等について学ぶことのできる内容としております。34ページ以下の指導案（4）「大学入試のアファーマティブ・アクションについて考えよう」では、大学入試において特定の種族の採用枠を設けた大学の措置について、データなどの資料をもとに導入理由を考察したり、その措置が公正なのか、また、どのような措置であれば公正なのかを検討させたりすることで、既存の法やルールの修正の要否、内容を検討する必要があることについて学ぶことができるような内容としております。

44ページを御覧ください。二つ目のテーマは、「私法と契約」です。このテーマでは、契約は人々の生活を豊かにするものであることを前提に、契約の基本的な考え方である契約自由の原則やその例外について学ぶことができる内容としております。48ページ以下



の指導案「契約とは何か」では、昔話の桃太郎を用いて、桃太郎と猿との間の契約について考えさせ、その後生じたトラブルを検討させることで、契約の基本的な考え方について学ぶことができるもののほか、コンビニでのアルバイト事例や電子商取引の事例を設定し、契約自由の原則の例外についても学ぶことができる内容としております。

続きまして、62ページを御覧ください。三つ目のテーマは、「紛争解決・司法」です。このテーマでは、裁判所による紛争解決手続過程の模擬体験を通じまして、第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を養うとともに、司法の意義、役割、民事裁判や刑事裁判の特徴について実感させることを主眼とし、三つの指導案を提示しています。68ページ以下の指導案（1）「民事紛争解決①～民事裁判・けがの責任をめぐって～」と77ページ以下の指導案（2）「民事紛争解決②～民事調停・臭いをめぐる争い～」では、当事者間の話し合いでは解決できないような紛争について、第三者の視点で解決策を検討することで、紛争解決について必要な資質、能力等を身に付けさせるとともに、紛争解決機関としての司法の役割を理解させることを目標としております。84ページ以下の指導案（3）「刑事模擬裁判～被告人は「犯人」なのか～」では、被告人が犯人であるか否かが争点となっている強盗致傷事件に関して、シナリオ等に基づいた模擬裁判の体験を通じて、刑事裁判の特徴を実感できる内容としております。

高校生向けの教材につきましても、小中学生向け視聴覚教材と同様に、広くインターネットで教材をダウンロードできるように、法務省ホームページで公開する予定としております。また、今年度末には、全国の高等学校、中等教育学校、教育委員会、高等学校公民科の教職課程を有する大学の学部及び教職大学院、教職員研修施設に配布する予定としております。さらに、来年度ですけれども、完成した教材を学校現場において幅広く活用していただけるようにするために、本教材を使用した授業の実践報告を取りまとめまして、いわゆるモデル授業例として法務省のホームページにおいて公開する取組も進めていく予定としております。

この高校生向けの教材ですけれども、土台となる題材例がございませんでした。ですので、担当のグループの委員の先生方に大変な御尽力をいただきまして、八つの新規の指導案が作成されたということになります。どの指導案も、これまでに作成された小中学生向けの教材の内容を踏まえつつも、高校生向けにふさわしい内容となっております。また、新学習指導要領でも見られる現実の諸課題を検討させるような指導案もございます。バリエーションに富んだ素晴らしい教材になったのではないかと考えているところです。

高校生向け教材作成についての報告は以上になります。ありがとうございました。

小粥座長 どうもありがとうございました。

ただいま、橋本委員から御報告いただきました高校生向け教材につきまして、御意見、御感想等ございましたら、お聞かせいただけますでしょうか。

野坂委員、お願いいたします。

野坂委員 意見の前に一つ質問なんです、この教材集については、別途、現場の先生方向けの解説書みたいなものをつくる予定というのは現時点ではあるのでしょうか。

小粥座長 橋本先生、これが全てでしょうか。

橋本委員 基本的にこれを読んでいただいて、指導案も掲載されていますので、その指導案を

見ながら、資料を使いながら授業を進めていくということを想定してしまして、これに、更に新たに別途解説書をつけるということまでは、検討してはいないということだと思います。

野坂委員 じゃ、その前提で、1点だけ意見を申し述べたいと思います。

全体に、事案の選び方も含めて、よく考えられているなというふうに思いましたけれども、一番最後に出てくる「紛争解決・司法」の最後の刑事模擬裁判のところで、ワークシートでいうと102ページのワークシートを使って合理的な判断をするということになるんだろうというふうに思います。

その前のところで、刑事裁判の手続の進め方であるとか、無罪推定原則とか黙秘権を含む原理原則の話というのは、かなり詳しく説明されていますので、刑事裁判の手続を理解するとか原理原則を理解するということについては特に問題がないと思います。そこに獲得目標を絞るのであれば、これでいいんだろうというふうに思うんですけども、証拠に基づいて事実を合理的に判断するということが仮に授業の目標の一つに含まれるのだとすると、この102ページのワークシートできちんとした議論ができるためには、かなり知的レベルが高い学校でないと難しいかなという気がしないわけではないですね。

ちょっと長くなって恐縮ですけども、つい先般、横浜弁護士会が、神奈川県の高등학교の1学年全クラス、10クラスぐらいで一斉に、公共の授業を想定して「事実に基づいて論理的に物事を考える」ということだけを狙って、その材料として刑事模擬裁判の記録を使うという授業の支援をやりました。私は全クラスを移動しながら見ていたんですけども、ある証拠が示す事実がなぜ有罪方向の事実なんですかというところの論理の説明というのが、言葉にしてしまえば難しいことではなくて当たり前のことが多いんですけども、それを生徒さんたちがなかなか言語化できないんですね。そこで使った事件は、殺人罪で起訴されていて、殺意があったかどうか争われている事件でしたけれども、例えば、灰皿で殴った後、救急車を呼ぶまでに30分ぐらいかかっていると。30分間救急車を呼ばなかったという事実が、なぜ有罪方向の事実なのかというのは、言葉にしてしまえば、「殺すつもりがなくて、けがをさせてしまったということであれば、普通は救命しようとするはずである。」と、これだけの極めて簡単な話だと思うんですけども、それがなかなか言葉になって出てこないということがありました。102ページのワークシートだと、例えば現金7,000円を被告人が持っていたという事実自体には争いがなく、その事実の持つ意味について検察側と弁護側の主張に対立があるわけですけども、検察側の主張は、「被害金額が千円札7枚で、被告人が千円札7枚を持っていた」と。そのことがなぜ有罪方向の事実なんですかということ、きちんと言語化しないと、その検察側の論理に合理性があるのかどうかということを生徒さんたちが意識的に考えられないのではないかと。

偏差値が高い学校だったら、それは考えられると思うし、言葉で言えると思うんですけども、ごく一般的な学校を想定したときに、そういうことがあり得るのではないかとということが、ちょっと懸念されるので、現場の先生が使いやすいようなワークシートを工夫できればいいかなというふうに感じました。以上です。

小粥座長 どうもありがとうございました。

橋本委員、コメントがございましたでしょうか。

橋本委員 今の御意見は、かなり重要なところをおっしゃっておられると思うので、実際、来

年度に入って試行授業をする中で、どういう課題が出てくるかということを見据えた上で、恐らくこのワークシートとは別に、こういう論点があり得るということを、幾つかまとめたものというか整理したものを、教師用として付けていく必要があるかどうかということも含めて、来年度の実践授業を見ながら検討していければいかなというふうに思いました。

千葉部付 すみません、事務局より少し補足させていただいてよろしいですか。

小粥座長 千葉部付、お願いいたします。

千葉部付 今、野坂先生からいただいた、それぞれの事実をどう評価し得るかというところは、講評の参考として、87ページのところに、例えば現金7,000円でしたら、有罪方向の意見としては、被害者が持っていた金額と同じ金額の現金を持っていた、金額が同じであることに加えて、券種も千円札7枚と被害者の持っていたものと同じであった、財布を持っているのに、わざわざ財布とは別に持っていたという方向での意見が考えられる。無罪方向の意見としては、7,000円という金額、千円札7枚という券種であれば、それほど特徴的ではなくて、家出の際に自宅から持ってきたものでもおかしくはないというように、一応全ての項目について、予想される生徒からの意見として書かせていただいて、更に、その次のページのところで、講評の際のポイントとして、どういうところに気をつけて講評していただいたらいいのかというところを、教師用に参考として書かせていただいているところがございますので、ちょっとそこについては補足させていただければと思います。

野坂委員 ありがとうございます。87ページも見た上で、私、今の意見を申し上げたんですが、例えば、87ページでいうと、上から3段目、警察官に声をかけられた際の被告人の行動というところで、警察官が声をかけたら、いきなり走って逃げたと。警察官が声をかけたら、いきなり走って逃げたというのが、有罪方向の意見だということですがけれども、警察官に声をかけられて、走って逃げたということと、罪を犯したということが、論理的に結びつくんですかということ、やっぱり言語化して言わせないと。一般的に何もやましいことがない人は警察官に声をかけられても逃げないはずであるという経験則に基づいて、この検察官の意見があるわけですね。その経験則を言語化させないと、それが合理的な経験則なのかどうかの議論ができないということを申し上げたつもりです。

千葉部付 失礼いたしました、ありがとうございます。

小粥座長 太田委員、お願いいたします。

太田委員 ただいまの点に関係して、情報提供ですけれど、アメリカ合衆国の連邦証拠規則第401条に「証明力」の定義があり、「訴訟上の判断にとって主要な事実が存在する確率を、当該証拠が存在しなかった場合より高くする、又は、低くするような証拠」が証明力のある証拠であるとしています。これは、統計学的に正しいものだと思いますので、これを参考にされるといいのではないかと思います。例えば、フィンケルスタイン『法統計学入門』（木鐸社、2014年、17頁）を参照してみてください。

それから、もう一つございまして、74ページ、和解のところで、一番上の行に、「裁判長は、裁判の途中で、花子とクリステルにそれぞれ個別に話を聞いた」とあります。このような個別面接方式ないし交互面接方式と呼ばれる和解勧試のやり方、英語ではコーカスと呼びますが、これについては、確かに日本の民事裁判や調停では多用されていますが、その適否については議論があります。民事訴訟法学では、相手のいないところで裁判官が一方当事者から話を聞いたり説得したりすることは、手続保障や中立性、公平性の点で問

題があるという指摘もなされることがあります。最近では、できるだけ同席面接方式ないし対席面接方式で和解勧誘をするように努力している裁判官も出てきています。その点で、少し説明を補足したほうがいいかもしれないと感じました。以上です。

小粥座長 どうもありがとうございました。

太田委員 申し訳ありません、もう一つお願いします。

小粥座長 お願いいたします。

太田委員 63ページのコラムですけれども、正義の女神テミスというのは、てんびんと剣と目隠しが普通3点セットと呼ばれています。目隠しは、公平、中立を象徴しており、美醜老若男女というような、非法的な情報に目を閉ざして中立公平に裁判をするという趣旨です。確かに日本の最高裁裁判所のテミス像は、目を閉じてはいるけれども目隠しはしていないんです。目隠し、ないし目を閉じていることは正義の中核的要素としての中立公平性の象徴です。それがこのコラムで落ちているのが、少し気になったということです。

小粥座長 ありがとうございます。

太田先生のおっしゃったことと関係して、私からも意見を申し上げることをお許しください。この教材作成部会には、橋本先生、それから現場の中学校、高等学校の先生のほかに、一橋大学の小峯庸平先生、民法専攻と、それから東京大学の成瀬剛先生、刑事訴訟法専攻の法学研究者に入ってくださいました。私も、教材作成部会に、少しだけ参加させていただきましたが、お二人の若い法学研究者の貢献というのは、かなりのものがあつたようにお見受けいたしました。彼らの専門が、民事実体法と刑事訴訟法だったということもあつて、その部分については、かなり目が行き届いていたのではないかと思うのですが、太田先生が今おっしゃったような点は、どちらかというところ、お二人の専門とはやや距離があり、必ずしもそうではない部分もあつたかもしれない、と思ひまして、今後に向けてなのですから、教材作成の際に、是非、法学研究者と一緒に作業ができるような予算措置等を講じていただくと、この教材の更なる品質向上に非常に有益だと思ひますので、是非この機会に、意見を申し上げさせていただきたいと思ひます。

川副官房付 その点につきましては、座長から教材作成中に御意見などをいただき、御紹介いただきました民事系と刑事系の法学の先生に御参加いただきました。熱心に御議論いただきまして、本当に我々としても大変助かったと思ひているところでございます。

御指摘のように、予算等の関係もございまして、直ちに対応することは難しい部分もございまして、今後の有益な議論に向けて、前向きに検討を続けたいと思ひしておりますので、どうぞ引き続き御協力をいただければと思ひます。ありがとうございます。

小粥座長 ほかの点はいかがでございましょうか。

小栗委員、お願いいたします。

小栗委員 高校の公民科の新科目である公共を主なターゲットとした教材を開発していただきまして、先ほど橋本委員のほうからも、新たな教材の開発ということで大変御苦労があつたと伺ひましたが、見せていただいて、公共の有効な教材になると考えております。先ほどの中学校のDVDとともに、機会を捉えて先生方によくお伝えしていきたいと考えております。以上です。

小粥座長 どうもありがとうございます。

では、続きまして、太田委員、お願いいたします。

太田委員 たびたびすみません。

24ページ、ルールのない村の思考実験があります。ルールのない村がどういう問題を惹起させるかという点については、法と経済学の「コースの定理」というものがありますので、それとの関係で補足したほうがいいかなという気がします。それのと、23ページ、共有地の悲劇についてですが、ギャレット・ハーディンの共有地の悲劇だけが載っていません。けれども、エリノア・オストロムさんがこの問題について、研究を大きく進展させて、共有資源問題として理論的かつ実証的な研究をしています。その研究成果によって彼女は2009年のノーベル経済学賞を政治学者なのに授与されています。そして、オストロムさんの研究では、日本の入会（いりあい）とかの実証的研究も参照しています。その点を少し補足したほうがいいかなという気がいたしました。

小粥座長 どうもありがとうございます。

この教材、各論の部分は、今のようなコラムのところは御意見おありかとは存じますが、非常に精密によく作っていただいているというふうに認識しております。これに対して、太田先生の御指摘は、言ってみれば法学原論的と申しますか基礎理論的なことなのでございます。この教材は、私も監修者として責めを負うべき立場にございますので、やや申し上げにくいところではございますが、1ページから10ページぐらいまでに総論的な記述もあるのですね。これは、今回、このあたりが標準的な内容であろうということで、司法法制部で準備していただいたものに、私を含めて教材作成部会の関係者がコメントを加えて出来上がったような形になっております。

ただ、私自身の本音を申しますと、この原論的な部分は、様々な考え方があり得るところだと思っております。ここはむしろこの協議会の専門の研究者、例えば、次にもしこのようなものをつくる機会があれば、太田先生がお名前入りで、あるいは佐伯先生がお名前入りでこの総論部分を書いていただくというような形が、より望ましいのではないかと考えております。ですので、先ほどの小峯先生、成瀬先生の件とはまた別に、教材作成の全体につきましても、より積極的に法学研究者の関与があると、更に良いものになるのではないかと。太田先生の今の御意見も、そういったことの支えになるようなことでもあるだろうというふうに思っております。

そのほかの点につきまして、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは、いろいろと御意見をいただきましたけれども、高校生向け教材につきましては、この内容をもって、ひとまず完成ということで御了解をいただけますようお願い申し上げます。

今後は、橋本先生から御説明ございましたとおり、法務省ホームページでの公開や全国の高等学校への配布等を通じて、授業の実践を通じてのフィードバックも得て、改善をしつつ、利用促進を図っていくということとさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、次の議題に進ませていただきます。議題の3番目、法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等についてでございます。法教育の推進につきましては、ここ数年、教材作成を中心とした活動を進めてきたところでございますが、本年度をもって、ひとまず小学生、中学生、高校生を対象とした教材がそろそろこととなりました。そこで、昨年7月の第42回の協議会でも少し御協議いただいたところでございますが、本日も委員の皆様から、法教育の普及・推進のために、来年度以降取り組むべき事項などについて、御意

見を賜りたいと存じます。

ひとまず、事務局から、まずは2018年度、本年度の取組について、御報告をいただきたいと存じます。19年度以降、あるいは20年度以降のことにつきましては、改めて、区切って御意見を頂戴したいと存じます。それでは、千葉部付、よろしく願いいたします。

千葉部付 それでは、事務局より、法務省における2018年度の取組について御報告させていただきます。お手元の資料7、資料8を御覧ください。

「法の日」週間記念行事、いわゆる法の日フェスタにおけるイベントについてです。法の日とは、最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会の共同の決議に基づきまして、国民の皆様が法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるよう設けられたものでございます。最高裁判所、法務省、最高検察庁及び日本弁護士連合会の共催で、毎年10月の第1土曜日に法の日フェスタという行事を開催しております。今年度は、法教育関連のイベントといたしまして、資料8の「ホウリス君と学ぼう法教育」と題したイベントを開催し、小学生向け視聴覚教材の放映、ホウリス君との写真撮影などを行い、100名以上の方に御来場いただきました。教材に関しましては、児童に身近な題材をアニメーションで解説して分かりやすいなどの声をいただきました。また、ホウリス君に関しましては、かわいいと大変好評でした。来年度の具体的な内容は未定でございますが、これまで同様、法教育の普及に資するイベントを実施したいと考えております。

また、法の日フェスタ以外の取組といたしまして、広く一般の方々に法教育を御案内するために、30秒の法教育PR動画、アニメーションでございます。こちらを作成いたしまして、法務省ホームページの法教育ページに公開いたしました。御報告は以上でございます。

小粥座長 どうもありがとうございます。

ただいまの事務局からの御報告の内容につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしければ、議事次第の次の2の(3)イの2019年度の取組事項についてというところに移らせていただきたいと存じます。

ここから来年度、2019年度の取組事項、それから2020年度以降の取組事項とに分けて、御協議をいただきたいと存じます。それでは、まず、2019年度の取組事項につきまして、具体的に議事に入らせていただきたく存じます。

お手元に、事務局において検討した取組事項の案として、席上配布資料2をお配りしてございます。法教育の更なる普及・充実に向けた今後の取組等について(案)というものになります。まずは、事務局から説明をお願いいたします。

千葉部付 それでは、御説明いたします。お手元に、席上配布資料2から席上配布資料5、そして資料9と資料10を御準備いただければと思います。

まず、席上配布資料2を御覧ください。こちらの資料の1、2019年度の取組事項には、来年度事務局において検討、予定しております取組などについて記載しております。座長からも御紹介いただきましたとおり、協議会委員、教材作成部会委員の皆様から御協力賜り、小中高校の各段階における教員向けの教材作成の取組は一区切りがつくところでございます。こうしたことから、法教育の普及・推進のために、次なる取組を検討すべき時期に来ており、昨年7月に開催した協議会においては、平成31年度以降の取組課題について

て御議論いただいたところでございます。その御議論も踏まえまして、来年度は教員向け法教育研修と学校現場における法教育実践状況調査を実施したいと考えております。こちらにつきましては、予算の確保についてもめどがたったところでございますので、事務局で考えております具体案を説明させていただき、本日は様々な御意見、御知見を頂戴できればと考えております。

まずは、教員向け法教育研修、法教育セミナーの実施についてでございます。席上配布資料3に沿って、御説明させていただきます。現在、新学習指導要領への移行や成年年齢の引下げなど、法教育の推進がより求められている状況にあります。これまでの法教育普及のための取組によって、学校現場の先生方の法教育の認知度や理解も高まりつつあるところではございますが、一部の熱心な学校を除きましては、法教育に対する理解が十分に浸透しているとは言い難い状況でございます。そこで、法教育の更なる普及のためには、法教育の担い手である先生方に対する法教育に関する教員研修の機会を提供する必要があると考え、教員向け法教育セミナーを実施することを計画しております。現在想定しております概要は、席上配布資料3のとおりでございますが、基調講演では、セミナー参加者全員を対象とし、法教育の必要性、有用性、各発達段階における法教育の取組実践例、学習指導要領における法教育の位置付けなどに関する講演を通じて、法教育そのものの理解を深め、分科会では学校区分別などに複数を設置いたしまして、少人数で構成するグループワークを行い、法務省作成の法教育教材を使用し、教員が児童、生徒役として参加して、具体的な授業の進め方を体感してもらうというような形で検討しているところでございます。

続きまして、学校現場における法教育実践状況調査の実施についてです。法教育実践状況調査につきましては、平成24年度に小学校を対象に調査を行い、その後順次、中学、高校の普通科、高校の専門科と実施したところでございます。その調査結果を踏まえ、小学生向け冊子教材や中学生向け冊子教材の作成、更には小中学生向け視聴覚教材、高校生向け冊子教材の作成などに取り組み、先ほど御説明申し上げました教育向け法教育研修などの検討をしております。しかし、小学校を対象とした調査は既に6年程度経過しております。近年は成年年齢の引下げや新学習指導要領への移行など、前回の実践状況調査以降の学校を取り巻く環境の変化も進んできていると考えられますので、改めて現在の学校教育における法教育の実践状況を把握するとともに、これまで当省で実施してきました法教育の取組の効果を分析して、今後の法教育に関する実務的な課題を把握する必要があるものと考えております。そこで、2019年度におきましては、小学校を対象とした調査研究を行うこととしております。お手元の席上配布資料4には、前回の質問項目と前回調査時の課題などを踏まえた見直し予定をお示ししております。経年比較を可能とするために、前回調査事項をベースとしたものを、事務局において検討してまいりますが、何かこのような観点で質問事項等を設ければよいのではないかというような御意見ですとか御助言等ございましたら、本日幅広く頂戴できればと存じます。今後は、本日もいただいた御意見などを参考に、事務局で検討を重ねてまいりますが、委員の先生方に個別に御相談等させていただくこともあろうかと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。来年度に予定をしております協議会において、検討結果等を御報告させていただきたいと存じます。

続きまして、法教育授業実践報告、モデル授業例の作成についてでございます。先ほど、

磯山委員、橋本委員から御報告いただきましたとおり、来年度、教材作成部会委員と授業実施教員の共同執筆という形で、完成した教材を使用した法教育授業の実践報告を執筆いただく予定でございます。実践報告は、教材作成部会において御了承を得た後、本協議会においても御確認いただいた上で、法務省ホームページに公開する予定です。

最後に、京都コンGRESSについてです。お手元の席上配布資料5に従って、御説明いたします。2020年4月に京都で第14回国連犯罪防止刑事司法会議、いわゆる京都コンGRESSの開催が予定されております。コンGRESSとは、犯罪防止、刑事司法分野における国連最大の国際会議であり、今回、1970年以降、50年ぶりに我が国で開催されることとなりました。刑事司法の会議ではございますが、京都コンGRESSの全体テーマは、「2030年アジェンダの達成に向けた犯罪防止・刑事司法及び法の支配の推進」であり、議題の一つとして、「法の支配の促進に向けた各国政府による多面的なアプローチ」として、「文化の独自性を尊重しつつ、法遵守の文化の醸成をすることを含む社会的、教育的、その他の関連方策」が検討されることとなっております。法教育は、法遵守の文化の醸成のための教育的方策の一つであることから、この機会に我が国の法教育に関する取組を紹介するイベントを実施することなどを検討しております。これに向けて、法教育パンフレットなど、各種資料の英訳を作成するなどし、広報資料の充実を図る予定でございます。また、前回協議会において、海外の取組にも目を向けるべきとの御意見もいただいたところでございますので、コンGRESSの場を通じて、各国の有用な取組などについても、情報を集積することができればと考えております。

2019年度の取組事項の説明は以上でございます。

小粥座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局から御説明の内容につきまして、御意見等ございますでしょうか。

長戸委員、お願いいたします。

長戸委員 すみません。まだ多少、新聞的に見ると、まだ1年以上あるという感じなんですけど、京都コンGRESS、非常に興味を持っておりまして、私、今、大阪を拠点にいるものですから、これは大阪の編集局からいたしますと、やはり非常に興味を持って取材したいテーマの一つでございます。

このときに、非常に国連の会議とか、あと刑事司法といいますと、多少、やはり中高生とかには敷居が高い部分があるのかなとも思うんですけども、この京都コンGRESSをやはり法教育の発信とか、そういう場にしていくというお考えのもと、何かこの中高生、もしくは学生さんが参加するイベントとか、何かそういったものはお考えなんですか。

小粥座長 これは、千葉さん、よろしいですか。

千葉部付 こちらのコンGRESSに先立ちまして、ユースフォーラムとして、各国の若者を集めて、コンGRESSと同じ議題について話し合いをするというイベントが検討されているところでございます。そちらの中にも、法教育として何かイベントを出させていただけないかということで、検討しているところでございます。

長戸委員 ユースフォーラムが開かれるとすれば、これは、もう時期とか、そういうのは決まっているんでしょうか。

千葉部付 時期は、コンGRESSが開催される2020年4月の1週間前くらいを予定しているとのこと。

長戸委員 分かりました、ありがとうございます。



小粥座長 そのほかの点はいかがですか。

藤田委員、お願いいたします。

藤田委員 私、東京都教育委員会で事務局をしております、今年で8年ほど東京都教育委員会の法教育に関する事業に携わらせていただいて、法務省さんにもいろいろと御協力いただいているところでございます。

来年度の取組ということで、教員向け法教育セミナーの御提案をいただいたところですが、近年、新学習指導要領の全面実施に向けて、特に高等学校の先生方が、今までの授業ではなく、新学習指導要領の趣旨に基づいた授業づくりを真剣にしていく必要があるということで、私どものほうでも授業公開などをして、その後協議会などをやらせていただくと、小学校よりも中学校、中学校より高等学校の先生方の参加が非常に多いという傾向が、見られてきております。

逆に、現状を申し上げてしまうと、小学校については、2020年度に新学習指導要領全面実施というところで、当然法教育に関する内容の部分でも、家庭科などでも内容が大きく変わっている部分もあるんですが、やはり、今現状としては、小学校においては外国語活動、道徳ということで、今年の小学校の状況を見ると、かなり逼迫しているといえますか、働き方改革に逆行するような感じで、ちょっと今、非常に先生方が窮々としているなということが分かっているような状況です。

ただ、やはり先生方も、自分たちの授業をより良くしていきたいという意識が非常に高く、このようなセミナーなどに参加される先生方、例えば、この法教育だけではなくて、金銭金融だとか租税だとか、夏休みにたくさんこう研修会されていますけれども、非常に参加者が多いという話も伺っております。その中で、実際の授業で子供たちが思考して、その思考した結果、それをどのように整理してまとめていくのかというところで、いろいろな先進事例を御紹介いただくと、自分たちの子供たちのいる学校に戻って、すぐ授業に展開することができると思います。セミナーなどでも実際模擬授業をされるかと思うんですが、是非授業実践した場面を御紹介いただきながら、それをどういうふうに授業展開していけばいいのか、また授業者としてどういうふうにまとめていったらいいのかという部分で、ちょっと先生方も一緒になって協議するような場面があると非常にいいのかなと思います。

小粥座長 どうもありがとうございました。

教員向けのセミナーについての御助言と承りました。

その他、いかがでしょうか。

猪瀬委員、お願いいたします。

猪瀬委員 教員セミナーに関連してなんですけれども、やはり是非このセミナーをやっていたきたいという希望を持っているということと、関東近郊でも東京は決して近いところではない先生方もたくさんいらっしゃるの、東京だけでなく各地でできたらいいというのが、予算の関係も先ほどお話ありましたけれども、是非御検討いただきたいということ。それから、やはり教員側のセミナー、いろいろ出張等に出るについても、意欲、関心のある先生方を更に背中を押していただくのに、文科省との連携というのはやっぱり絶対大事だと思っております、公共という授業ができていく中の準備段階としても、是非スタートさせていただきたいということで、その連携も是非お願いしたいというところ。

実は、茨城県で、私はもう現場で授業をやるという経験が10年ぐらいいない中で、第1世

代、江口先生と一緒に法教育をやってきた第1世代としては、第2世代、第3世代に世代を受け継いでいくのが難しい状況で、法教育を現場やっている先生がなかなか増えていかない。そういう中で、今のセミナーを是非具体的に先生方に、授業であるとか法教育を分かっただけにしていきたいと思っていて、例えば、茨城県でやれないかとか、正直、我々の教員組織で公民の先生方と法教育やっているんですけども、今、県の教育委員会に、公共を立ち上げるんだから、先生方と一緒に茨城県の教育委員会も一緒にやってくれないかと、そうしないと先生方が入ってこられないよということでやっていたものですから、是非茨城にこのセミナーを持ってきて、我々が先生方を集めて一緒にやるとか、そういう機運に盛り上げていきたいなという気持ちも、県に相談しているわけではないので、勝手な意見ですけども、是非御検討いただきたいと思っています。

小粥座長 どうもありがとうございます。

鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員 同じく教育セミナーですけども、多分子算もあって、1回かなとか思って聞いていたので、やらないよりはやったほうがいいかなと思いつつ、小中高また一体だと、結構分散して、話を伝えるだけで終わってしまうような機会になるのかなど。かつて、裁判員の普及をするときに、推進するときに、同じように学校の先生にすごく集まってもらった、何度もやったことがあると思うんですけども、あのときも、やっぱり小中高分けないと、なかなかうまくいかなかったという経験もあったと思います。猪瀬さんから茨城でという声もありましたけれども、各地でやるまではなかなか難しいかなと思いつつ、何らか工夫をしていただいて、この教材とともにそういうことが発信できるような形にしていけると有り難いなというふうに思います。

小粥座長 どうもありがとうございます。

江口先生。

江口委員 一言。猪瀬先生の言葉を受けて、先ほど小粥先生が、もう少し法律の専門家をちゃんと入れろと言った、こういう場面にも入ってくる時代だと思うんですよ。要するに、これまでは教育を引っ張っていたんだけど、18歳の選挙権年齢を始め、成人年齢が早まってくると、もう高校生は一人前の主体になっていくわけだから、それに対して、やっぱり幅広に支援していくという構造を作っていくと広がらないというのは、素直な感覚です。ですから、若い刑事法の人とか民事司法の人を入れてやってみたらどうですかというのが、直感です。

小粥座長 どうもありがとうございます。

太田委員、お願いいたします。

太田委員 セミナーに関してですけども、参加受講へのインセンティブとして、例えば、修了証とか認定証のようなものを授与するのはどうでしょうか。聞くところでは、医学の学会とかでセミナーなどを受講すると授与されて、医院などに飾ってあったりします。そういうものがあると、やる気が出ていいかなという気がしました。あと、法科大学院生で法教育をやっている人が割といます。教員としては大村敦志先生とか著名です。そういう方々との協力をさらに進めることも良いのではないかと思います。

それから、 kongress に関してですけども、この、ユースの部分は、4月13日とか10日前後の予定です。この時期は学期初めでクラス替えもあったばかりですが、大丈夫なんでしょうか。

それから、もう一つ質問させてください。資料10の調査研究ですが、これを見ると、回収率が1割台というのがあちこちにあって、全体としても19%です。これは、もう少し回収率を上げるような努力が必要ではないかなと思います。どういう対策をお考えか教えてくださいと幸甚です。あと、この質問事項ですが、例えば7ページ、「生活科の年間指導計画において、上に示した内容をどの程度充実させるように検討しましたか。」と聞いています。ところがこの「検討しましたか」という質問に対して、回答選択肢が「とても充実させる」とか「余り充実させなかった」のようになっていて、質問と回答選択肢とが対応していないようです。これでは、回答者がで、一体何を考えて答えてくれたのか少し解釈に困る気がします。経年変化を見る目的で調査してきているのであれば、文言等を変える訳には行かないでしょうけれども、これから改善できるなら、少し再考の余地がありそうだと思います。以上が質問とコメントです。

小粥座長 ありがとうございます。

一つ目は、セミナーの受講にインセンティブをとということで、修了証などを考えたらどうかという御提案、二つ目は、 kongress の開催時期は、学業との関係で問題はないのかというお尋ね、それから、三つ目は調査の件ですけれども、回収率向上に向けての工夫がどうかということ、それから、質問の仕方について改善の余地があるところが見受けられるけれども、これについても今後どうやってブラッシュアップしていくのかというようなお尋ねだったかと存じます。

千葉部付にお願いしてよろしいでしょうか。

千葉部付 修了証の件に関しましては、私個人としては、非常にいいアイデアだと思いますので、どのような方法がとり得るのかについて、引き続き検討していきたいと思います。

伊藤部付 部付の伊藤でございます。

Kongress の関係については、主担当の部署において、ユースフォーラムに学生が参加できるように、調整などを行っているところでございまして、参加のユースが不十分であるとか、そういうことがないように、きっちりとやる予定でいると聞いております。

千葉部付 具体的にどのようなイベントをやるのかについては、まだ検討中のところが多くて、どういった方に声をかけるのかや、どういったイベントにするのかなどは、まだお示しできるような段階にはございませんけれども、引き続き検討してまいりたいと考えております。

実践状況調査の回収率につきましては、ある程度の回収率がないと、有意な結果が得られないというのは、御指摘いただいたとおりだと考えておりますので、回収率を上げる方策について、実際に調査を行う業者等とも相談しつつ、どのような方法があるのか検討してまいりたいと考えております。

また、調査項目について、質問と答えが対応していないのではないかという御指摘もいただいたところでございますが、経年変化を見るとはいえ、内容が不明確であるとか、適切ではないのではないかというようなところにつきましては、こちらの配布資料4のほうにも記載しておりますとおり、見直しを全般的に行う予定でございまして、きっちりした結果が得られるような質問に変更、修正することを検討してまいりたいと考えております。

小粥座長 太田先生には、引き続き御助言を賜りたく、よろしくお願いいたします。

ほかの点はいかがでございましょうか。

19年度分につきましては、もう既に予算などの問題もございまして、なかなか融通がき

かないところもございます。そういうわけだというのも恐縮なのですが、2019年度の取組事項につきましては、ひとまず事務局案のとおり進めていくということで御了承を賜りますようお願いを申し上げます。

どうもありがとうございます。

それでは、次に2020年度以降の取組事項について、御協議を頂戴したく存じます。資料は、引き続き席上配布資料2の下半分を御覧いただければと存じます。それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

千葉部付 それでは、2020年度以降の取組事項について、御説明をいたします。席上配布資料2を御覧ください。

2として、2020年度以降の取組事項に4点、中長期的な取組事項の案を記載しております。

まず、先ほど2019年度の取組事項でも御説明いたしました、教員向け法教育セミナーの実施でございます。来年度は東京近郊での開催を検討しておりますけれども、先ほど先生方から御指摘もいただきましたところ、これらは喫緊の課題である成年年齢の引下げが実施される2022年度まで、より多くの教員の先生方に御参加いただけるよう、全国主要都市での開催を検討しておるところでございます。

続いて、これも2019年度の取組事項で御説明いたしました、学校現場における法教育実践状況調査の実施でございます。2019年度は小学校を対象に実施する予定ですが、2020年度から2022年度にかけて順次、中学校、高等学校の普通科、高等学校の専門科を対象に実施し、各校種における法教育の実践状況を把握し、これまでの施策の効果や法教育の更なる普及に向けて、今後とるべき対応策について調査いたします。

続いて、学校における法教育授業実践への更なる支援です。これまで委員の先生方から、学校現場の先生方に実感として法教育を理解いただくには、生の生徒たちの反応、これを御覧いただくことが重要であるという御示唆をいただいております。その実現のために1年間、あるいはそれ以上のスパンで、計画的に法教育授業の実施に御協力いただける学校を、法教育モデル校として指定させていただき、モデル校における法教育授業の様子を、ほかの学校の先生方にも見学していただくなどの取組を取り入れることで、モデル校の周辺の学校にも法教育が浸透していくのではないかと考えております。法教育モデル校につきましては、取組の実現可能性等も含め、どのような進め方が考えられるかなど、委員の皆様には御議論いただければと思っております。

最後に、教員の負担軽減・充実した法教育授業の実践のための取組です。今年度をもって小中高校の各段階における教員向けの教材がそろうこととなりますが、教員の負担軽減や充実した法教育授業の実践のためには、より良い教材、授業の題材例を提供し続ける必要があるのではないかと考えております。先に御説明いたしました学校における法教育実践状況調査などを通じ、学校現場のニーズ、要望なども把握した上で、新たな題材を盛り込むなどの改訂も含め、法教育教材の一層の充実を検討しております。委員の皆様には、今後の教材の改訂スパンや新たな題材の追加の可否などについて御議論いただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

小粥座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明の内容につきまして、御意見等お聞かせいただき

たく存じます。また、こちらは、中長期的な取組課題となりますので、事務局案以外にも取り組むべき事項がございましたら、具体案なども含めて御発言いただければと存じます。特にございませんでしょうか。

それでは、基本的に事務局案の方向とおりで進めていただくということで、御了承をいただいたというふうに理解させていただきます。どうもありがとうございました。

ちょっと一言雑ばくな感想めいたことを申し上げることをお許しいただきたいのでございますけれども、法教育推進協議会は、このところ数年間、教材作成に注力しております。法教育の推進という活動が、学校現場における教育に入り込むというようなことにフォーカスしているという印象を持っております。

しかし、乱暴に申しますと、こういう推進活動は文部科学省のやっていることと何が違うのだろうかというようなことを感じないでもありません。法教育を法務省の施策としてやるということが、一体何を指すべきで、あるいはどういう戦略があるのかというようなことを、きちんと議論してはどうかと考えます。協議会の場でそういう議論をすることが難しいのであれば、懇談会なり研究会を設けて、文科省の教育政策のなかの一分枝としての法教育でない、より広く、あるいは根源的な法教育の在り方を議論するような場を設けるというのはどうかということをおもっております。

この場で結論が出るような話ではないでしょうから、とりあえず意見を申し上げて議事録にとどめて、中長期的な課題として司法法制部で御検討いただきたいということでございます。

それでは、本日予定しておりました議題は終了いたしますが、その前に小澤先生から一言お願いいたします。

小澤委員 すみません、貴重なお時間をお借りしまして。

日本司法書士会連合会の法教育委員会で二つ目の教材ができましたものですから、皆さんには是非御覧になっていただき、今日でなくても御意見等いただければなというふうに思いまして、資料をペーパーでお持ちいたしました。「相談のちから」というものです。

これは二つ目と申しましたのは、前に「解釈する力」というのを作っております。その続編というような位置付けであります。これは、日本司法書士会連合会で行っている親子法律教室などでの教材ということ想定しているんですけども、相手と協働して問題解決をすることを学ぶ法教育教材というふうな位置付けになっております。つまり、今、専門家の相談技術というのは割と、すごく向上している方向にあると思うんですけども、一方、相談をする側の市民の側の相談技術というのを育成する機会というのは、やっぱりまだ余りないというふうに感じておまして、専門家に堂々と接し、専門家とより良い関係を構築した上で、専門家と協働して解決を思考できる市民の育成に資するというようなものを考えて、このような教材を作っております。

既にこの教材を使用して、親子法律教室などを開催しています。紙芝居で、海底王国が危機に陥っているというストーリーを展開しまして、グループごとにその王国を救うべく対応策を考えると、こんなような形でストーリーを作っております。必要となる情報を得るために、8人の個性豊かな専門家、長老、戦士、法の専門家、コンサルタント、ミュージシャン、お役人、占い師、魔法使いに相談に行くと。専門家にはそれぞれ得意分野があって、一部相談が無料の専門家もいるという設定になっておまして、専門家ごとに異なった相談料がかかると。子供たちが、自分たちの戦略にかなった専門家を、相談コスト

を考えながら選択すると、こういうようなものになっていまして、ちょっとゲーム感覚も入れて作ったということでございます。

詳しくは、これをお読みいただければと思いますけれども、是非お読みいただいて、皆様の御意見もいただければ、大変有り難いなと思っています。御報告でございます。

小粥座長 どうもありがとうございました。

そのほかに、委員の皆様から何かございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

次回の日程につきましては、本年6月ないし7月頃の開催を予定しておりますが、詳細につきましては、追って事務局から御連絡を差し上げます。

川副官房付 それでは、ここで、事務局から連絡をさせていただきます。

協議会委員の皆様につきまして、協議会の開催要領に従い2年間となっておりますので、本年5月で一旦任期満了となります。委員の皆様には、引き続き委員をお引き受けいただきたく、今後事務局から事務的な手続を含め連絡を差し上げることになりますので、何とぞよろしく願いいたします。

小粥座長 ほかにございませんでしたら、本日はこれで閉会とさせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

川副官房付 そうしましたら、事務局からも一言発言させていただきます。

小粥座長におかれましては、本年5月の任期満了をもって、本協議会の座長と委員を御退任される御意向である旨伺っております。小粥座長におかれましては、平成25年に委員に就任されて、その後平成27年6月の第38回会議で座長に選任されて以来、委員と座長をお務めいただきました。法教育推進協議会における様々な取組などにおいて御尽力を賜りました。

よろしければ、座長から一言御挨拶をいただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

小粥座長 御挨拶の機会を頂戴いたしましたので、僭越ではございますが、一言申し上げます。

至らぬ座長であったかと存じますけれども、ここにおられる委員の先生方、また司法法制部の皆様に御支援、御理解、また御寛容を頂戴して、何とかここまでまいることができました。重ね重ねのお礼を申し上げます。

この推進協議会、私にとっては大変勉強になる場でございます。二つ、申し上げます。

一つは、ここでの御議論を伺い、あるいは教材作成を横目でながめ、あるいは少し関わらせていただいて考えさせられたことでございます。ここでは、法教育の授業というとても短い時間で生徒さん、児童さんに法のエッセンスを伝えるために、法というものの一番の核心は何なのかというようなことを考えさせられる機会が非常に多くございまして、それは、日頃、民法の教育・研究に従事している私にとっては非常に勉強になる機会でございます。この推進協議会の場においても、たとえば、しばらく前のことになりましたが、萩本修司法法制部長の大変積極的な御議論、本日御欠席でございましたが、岩崎委員あるいは鈴木委員の和やかな御意見の交換などを拝聴するのも、大変勉強になりました。

もう一つ、法教育の現場の教材を拝見し、あるいはその現場の先生方のお話をお聞きしておりますと、法教育の世界と、それから大学の法学教育あるいは法学研究と、少し距離があるのではないかということも考えさせられました。つまり、私が当たり前だと思っていることが、必ずしも現場では当たり前でないのかもしれないとか、ずれているということ

かもしれないのですけれども、距離があるように思われまして、もしかしたら、今のうちだったらまだ埋まるのかもしれないような気がしております。先ほど申し上げましたように、法教育の現場にももう少し、教材作成の局面にももう少し、法学研究者が関わるとよいのではないかということを示したのは、そういう背景があつてのことでした。

余計なことを申しましたけれども、委員の先生方、そして司法法制部の皆様に、改めてお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、これにて閉会とさせていただきます。

—了—